

令和 8 年 9 月 文京区議会定例議会追加提案事項

【令和 8 年 9 月 1 0 日】

1 文京区情報公開条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 公開決定等の手続に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
公開決定等の期間の延長を行う場合において、公開請求者に対し速やかにその延長期間及び理由を書面により通知する旨の規定を削除する。（第 13 条第 2 項）
- (3) 施行期日 令和 9 年 1 月 4 日

2 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 葬祭補償の定額部分の額の改定（第 18 条）
31 万 5,000 円 → 33 万円
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日から施行し、(2)アについては令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

3 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
 - ア 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
 - イ 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- (3) 改正内容 児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設
(2)アについては指定障害児通所支援事業者、(2)イについては指定福祉型障害児入所施設の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務付けられることとする。
- (4) 施行期日 令和 8 年 12 月 25 日

4 文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

- (1) 提案理由 高額療養費資金貸付制度を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和 52 年 4 月文京区条例第 10 号）の廃止
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日
 - イ 経過措置 施行日前に資金の貸付けの申込みをした者に係る貸付要件、貸付金の額、利子、貸付け、償還の方法、一時償還及び償還方法の特例等に関する取扱いについては、なお従前の例による。

5 文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 旅館業の施設の構造設備の基準等を改めるほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 主な改正内容

ア 営業者の遵守事項の追加（第6条）

(ア) 営業時間内は、旅館業の施設内に従事者を常駐させることとする。

(イ) 営業者が個人であって国内に住所を有しないときは、国内に住所を有する代理人を選任することとする。

イ 施設の構造設備基準の見直し

(ア) 全施設共通（第7条、第9条第2項及び第10条第2項）

a 簡易宿所営業の施設の基準であった階層式寝台に係る基準を全施設共通の基準へ変更

b 浴室に係る基準の見直し

c サウナ室を設ける場合における基準の新設

d 各階への共用便所の付設に係る基準の見直し

e 従事者が旅館業の施設内に常駐するための居室及び便所の設置の義務付け

f 旅館業の施設と住戸を兼用する場合の構造に係る規定の新設

(イ) 旅館・ホテル営業の施設（第7条）

a 修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館・ホテル営業の施設に係る規定の削除

b 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場の設置の義務付け

(ロ) 簡易宿所営業の施設（第9条第1項）

a 客室内に浴室又はシャワー室を設ける場合に係る基準の新設

b 多人数で共用する客室内に便所を設置する場合に係る基準の新設

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日から起算して3月を経過した日

イ 経過措置 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設（旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設に限る。）については、施行日以後に(2)イ(ア) a（簡易宿所営業の施設を除く。）、bの一部、c及びe並びに(ロ)の規定に係る構造設備を新築し、増築し、若しくは改築し、又は修繕し、若しくは改良を行わない限り、これらの規定を適用しない。

6 文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 旅館業の管理運営に係る事項を見直すほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 旅館業の施設と住戸を兼用する場合の構造に係る規定の削除（第4条）
 - イ 施設の連絡先の表示方法等に係る見直し（第5条第2項）

営業者は、施設の連絡先及び営業種別を当該施設の入口へ掲示しなければならないこととする。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設は、当該掲示に代えてインターネットの利用その他の公衆が容易に確認することができる方法によることができることとする。
 - ウ 営業時間内における旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設への従事者常駐に係る規定の削除（第6条）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日から起算して3月を経過した日
 - イ 経過措置
 - (ア) この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設（旅館・ホテル営業の施設に限る。）であって、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3に規定する基準に適合するもの（以下「フロント代替設備」という。）を有するものについては、5(2)ア(ア)及びイ(イ)の規定は適用せず、(2)ウの規定は、なおその効力を有する。
 - (イ) (ア)によりなおその効力を有することとされたフロント代替設備を有する施設に従業員を常駐させている旅館・ホテル営業の施設は、施設の連絡先及び営業種別を当該施設の入口へ掲示しなければならないこととする。

7 文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 景観法（平成16年法律第110号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容

景観法の一部改正に伴う引用条文の整備

 - ア 「同条第7項各号」 → 「同条第8項各号」（第10条第2項）
 - イ 「第16条第7項第11号」 → 「第16条第8項第12号」（第10条第4項）
- (3) 施行期日 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

8 文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
一時保護委託者の登録制度の新設に伴い、当該登録等について、以下の基準を定める。
 - ア 登録一時保護委託者の一般原則等
 - イ 一時保護委託施設の設備の基準
 - ウ 登録一時保護委託者における職員の一般的要件等
 - エ 養護の内容
 - オ 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日の翌日。ただし、以下のイについては公布の日
 - イ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第5条第4項の規定により、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）で定める基準をこの条例で定められた基準とみなす経過措置の期間の終期となる期日は、公布の日とする。

9 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設（第14条の2）
児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務付けられることとする。
 - イ 特定理学療法士等の配置に関する特例の新設（第50条第3項）
保育所において、当該保育所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。
 - ウ 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し（付則第9項）
保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育士の数を「おおむね20人につき1人」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)アについては令和8年12月25日

10 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 満3歳以上限定小規模保育事業（保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業をいう。）の創設に伴う規定の整備（第2条、第6条、第13条、第35条から第37条まで、第39条等）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日の翌日。ただし、以下のイについては公布の日
 - イ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の規定により、府令で定める基準をこの条例で定められた基準とみなす経過措置の期間の終期となる期日は、公布の日とする。

11 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
 - (ア) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備（第2条第3号、第6条、第18条、第27条、第29条第2項並びに付則第3条及び第6条）
 - (イ) 児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設（第13条）

家庭的保育事業等の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けることとする。
 - (ウ) 特定理学療法士等の配置に関する特例の新設（第29条第4項、第31条第4項、第44条第4項及び第47条第4項）

小規模保育事業所（小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型を行う事業所に限る。）及び事業所内保育事業所において、当該事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。
 - (エ) その他規定の整備
 - イ 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年6月文京区条例第28号）の一部改正
 - ・ 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し（付則第2項）

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育士の数を「おおむね20人につき1人」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日の翌日。ただし、(2)ア(イ)については令和8年12月25日、以下のイについては公布の日
 - イ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の規定により、省令で定める基準をこの条例で定められた基準とみなす経過措置の期間の終期となる期日は、公布の日とする。

12 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 満3歳以上の学級編制基準の引下げ（第7条第2項）
「35人」 → 「30人」
 - イ 主務教諭の職の設置に伴う規定の整備（第9条及び付則第9項）
 - ウ 特定理学療法士等の配置に関する特例の新設（第9条第3項）
幼保連携型認定こども園において、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該幼保連携型認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。
 - エ 児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設（第21条の2）
幼保連携型認定こども園の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けることとする。
 - オ 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し（付則第2項）
園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、職員の数を「おおむね20人につき1人」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。
 - カ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)エについては令和8年12月25日

13 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 満3歳以上の学級編制基準の引下げ（第4条第2項）
「35人」 → 「30人」
 - イ 特定理学療法士等の配置に関する特例の新設（第6条第4項）
認定こども園において、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
 - ウ 児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設（第10条の2）
認定こども園の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けることとする。
 - エ 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し（付則第2項）
保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育従事職員の数を「おおむね20人につき1人」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。
 - オ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)ウについては令和8年12月25日

14 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設（第13条の2）
乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けることとする。
- (3) 施行期日 令和8年12月25日

15 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
児童福祉法施行規則の一部改正に伴う引用条文の整備（第22条第3号の2）
「第5条の2の8」 → 「第5条の2の8第1項」
- (3) 施行期日 公布の日

16 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例

- (1) 提案理由 区立柳町幼稚園の廃止に伴い、幼稚園における長時間保育等を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容
文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成17年10月文京区条例第57号）の廃止
- (3) 施行期日等
ア 施行期日 令和9年4月1日
イ 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）の一部改正
文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の廃止に伴う規定の整備（第4条）
ウ 文京区立幼稚園使用条例（昭和39年3月文京区条例第20号）の一部改正
文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の廃止に伴う規定の整備（第4条）

17 文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園の新設
ア 文京区立認定こども園柳町幼稚園 文京区小石川一丁目23番6号
イ 文京区立認定こども園明化幼稚園 文京区千石一丁目13番9号
- (3) 施行期日等
ア 施行期日 令和9年4月1日
イ 文京区立保育所条例（昭和36年3月文京区条例第4号）の一部改正
第一条の表中区立柳町保育園の項を削除する。
ウ 文京区立学校設置条例（昭和34年4月文京区条例第13号）の一部改正
別表一の部区立柳町幼稚園及び区立明化幼稚園の項を削除する。

18 ブックリターントラック外99点の買入れについて

- (1) 買入れの目的 本駒込図書館初度調弁
- (2) 種類及び数量 ブックリターントラック外99点
- (3) 契約の方法 指名競争入札による契約
- (4) 契約金額 金8,318万3,320円
- (5) 契約の相手方 東京都文京区本郷五丁目1番13号
幸和商事株式会社
代表取締役 吉田武史

19 文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター議会フロア改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金8億5,896万8,000円
- (4) 契約の相手方 山口・伊藤建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖
構成員 東京都文京区本郷二丁目31番10号
伊藤工業株式会社
代表取締役 佐々木淳子

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和10年3月10日まで
- ② 支出科目等 令和8年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和9年度 債務負担行為

20 文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億235万7,000円
- (4) 契約の相手方 関電工・小嶋・田川建設共同企業体
- | | |
|----------|--|
| 構成員（代表者） | 東京都港区芝浦四丁目8番33号
株式会社関電工
取締役社長 田母神博文 |
| 構成員 | 東京都文京区千駄木二丁目46番4号
小嶋電工株式会社
代表取締役 小嶋守 |
| 構成員 | 東京都文京区本駒込一丁目8番9号
株式会社田川電工
代表取締役 田川義崇 |

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和10年3月10日まで
- ② 支出科目等 令和8年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和9年度 債務負担行為

21 令和8年度文京区一般会計補正予算

22 令和8年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

23 令和8年度文京区介護保険特別会計補正予算

24 令和8年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算